

## 令和6年度 岩手県事業復興型雇用確保助成金（住宅支援費）のご案内

岩手県では、平成29年度から、従前の「事業復興型雇用創出助成金」を拡充した「事業復興型雇用確保助成金」を開始しており、雇入費、住宅支援費を助成対象としています。

沿岸12市町村に所在する事業所が、国又は自治体の補助金などの産業政策を導入し、原則として、令和6年度中に助成対象労働者等を雇い入れた場合に対象となります。

【沿岸12市町村】洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

沿岸12市町村に所在する事業所が求職者の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成した場合に助成金を支給します。

※助成金の上限は1年間につき240万円であり、最大3年間継続助成可能です。

※雇入費（事業復興型雇用確保（創出）助成金）の受給の有無にかかわらず申請可能です。

### 助成金の対象事業所

下記の①～③の全てに該当する沿岸12市町村に所在する事業所が対象となります。

① 下記のア、イいずれかの産業政策の支援対象となっている事業を実施していること

ア 別紙1に掲げる国又は自治体の補助金・融資による産業政策の支援対象となる事業（1号事業）

イ アの産業政策以外で、別紙2に記載の基準及び産業政策の支援対象となる事業（2号事業）

※ 東日本大震災からの復興施策に関連する事業が対象です。2号事業は個別に認定委員会で審査します。

② 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずるもの **最終頁参照**

※ 平成28年3月31日までに①の事業を実施している場合はこの限りではありません。

③ 平成30年3月1日以降で受給要件労働者の雇入れまでに、就業規則等明文の規程に基づき、下記のいずれかの住宅支援の取組を行うこと（注1）

ア 労働者を居住させるため、新たに住宅の賃借契約を締結すること（住宅の新規借上げ）

イ 労働者を居住させるため、賃借契約を変更して住宅を追加すること（住宅の追加借上げ）

ウ 就業規則等の規程を改正し、住宅手当を新規に導入すること（住宅手当の導入）

エ 就業規則等の規程を改正し、住宅手当の金額の増額又は対象者の範囲を拡大すること（住宅手当の拡充）

（注1） 雇入れ前に取組を行うこと、申請時に受給要件労働者がその住宅支援を実際に受けていることが必要です。 **最終頁参照**

### 受給要件労働者

「受給要件労働者」とは、住宅支援費の助成金を受けるための要件となる者で、令和6年度中に雇用された、次の①～③の全てに該当する労働者です。

① 助成金の対象事業所に雇用され、住宅支援を受ける求職者（被災三県求職者以外の者も含む）  
・ 補助金、融資等による産業政策の支援決定以後、住宅支援の取組を開始した後に雇用された労働者であること。

② 「期間の定めのない雇用契約」又は「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者

③ 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者

### 住宅支援費の助成金支給額（注2）

下記の住宅支援の導入等に要する経費（申請した種類に限る）の3/4に相当する額を支給します。

（受給要件労働者以外の労働者の経費も含み、1事業所当たりの上限は年間240万円です。）

ア 住宅の新規借上げに際して締結した賃借契約に基づき支払う賃借料

イ 住宅の追加借上げに際して変更した賃借契約に基づき支払う賃借料と変更前の賃借料との差額

ウ 住宅手当の導入に伴い、改正した就業規則等に基づき支給した手当の額

エ 住宅手当の拡充に伴い、改正した後の就業規則等に基づき支給した手当の額（受給要件労働者以外の労働者については、変更前の手当との差額）

（注2） 支給にあたっては、雇入日から1年、2年、3年を経過した日を基準日とし、それぞれの基準日における受給要件労働者及び雇用保険被保険者（一般・高年齢）の人数が雇入日時点の人数を下回っていないことなど要件があります。

**受付期間** 令和6年5月15日（水）から令和7年3月14日（金）まで

- ・ 1月31日の消印有効です（持参する場合は、受付時間内（午後4時30分）までに到着した分まで受け付けます）。
- ・ 予算の上限に達した場合、期限前に受付を終了します。

### お問合せ・申請書の送付先

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

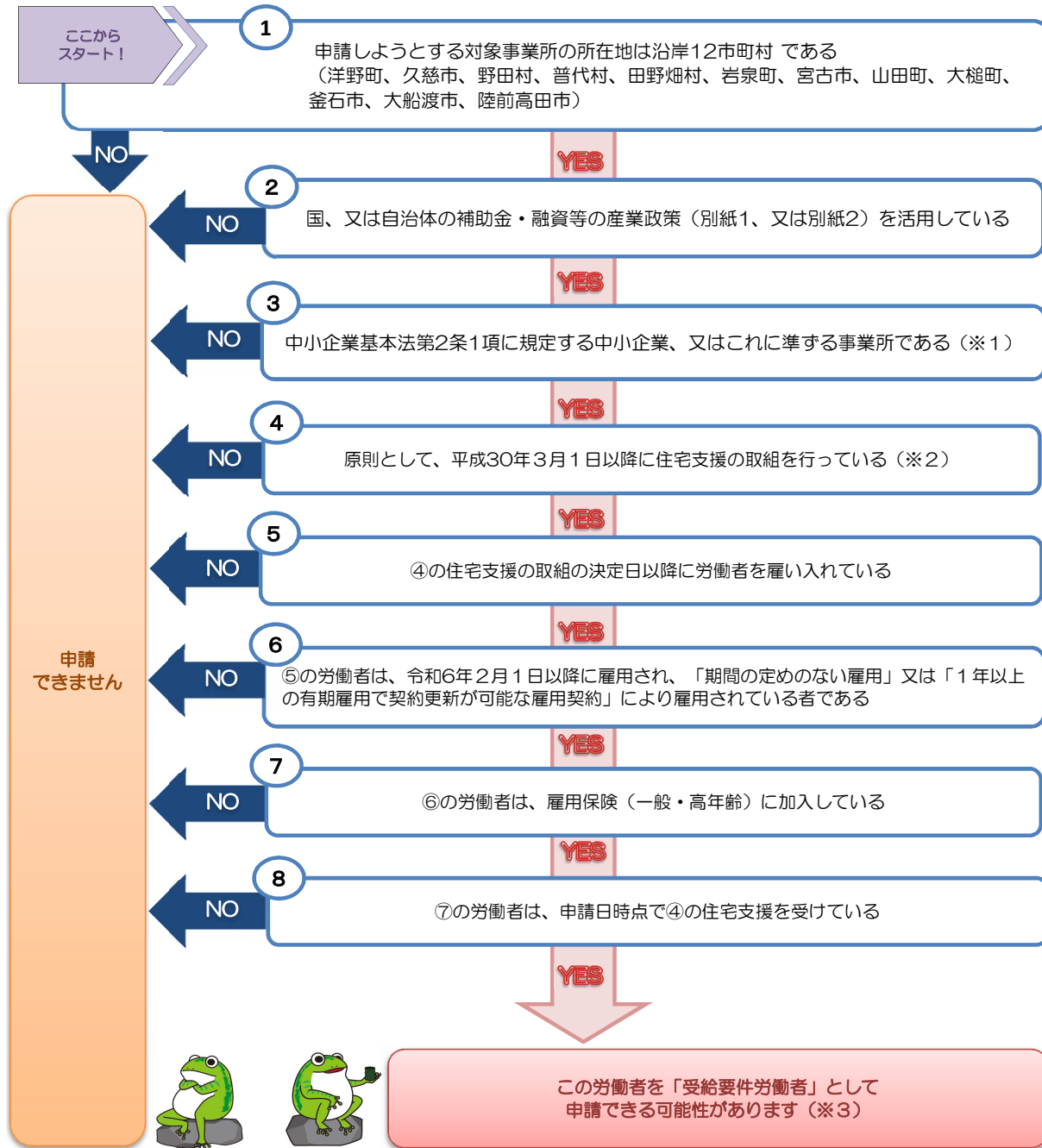
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL 019-656-1571 FAX 019-656-1572 （受付時間 平日9:30～12:00 13:00～16:30）

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

# 住宅支援費 新規認定 申請可否フローチャート 令和6年度版

下のフローチャートにより、申請の可否を御確認ください。



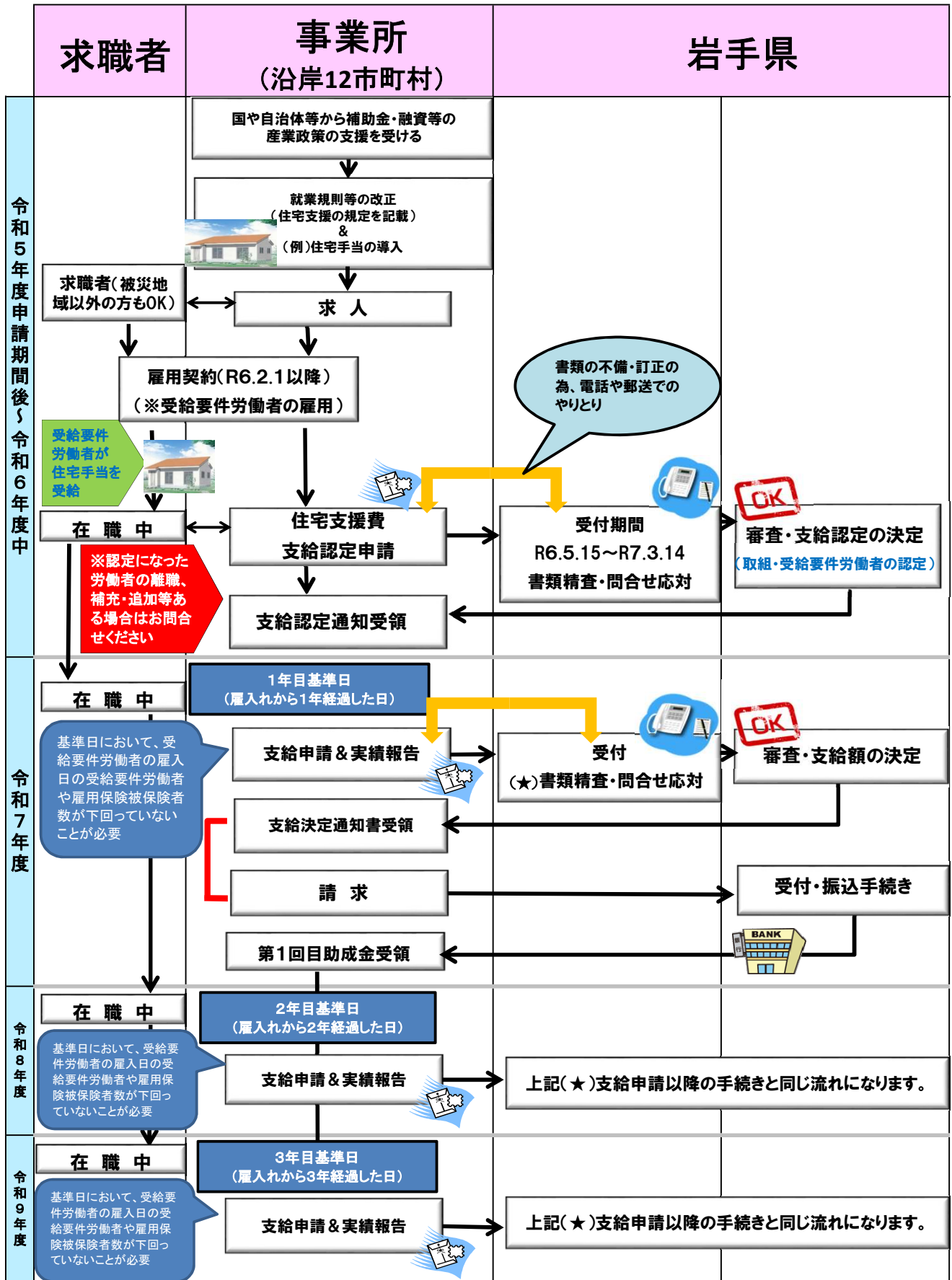
- ※1 平成27年度までに別紙1、又は別紙2の産業政策を活用している場合は、この限りではありません。
- ※2 住宅支援とは、以下の取組のことをいいます。  
 ア 労働者を居住させるため、新たに住宅の賃借契約を締結すること(住宅の新規借上げ)  
 イ 労働者を居住させるため、賃借契約を変更して住宅を追加すること(住宅の追加借上げ)  
 ウ 就業規則等の規程を改正し、住宅手当を新規に導入すること(住宅手当の導入)  
 エ 就業規則等の規程を改正し、住宅手当の金額の増額又は対象者の範囲を拡大すること(住宅手当の拡充)
- ※3 認定を受けた場合であっても、実際の支給にあたっては、雇入日から1年、2年、3年を経過した日を基準日とし、それぞれの基準日における受給要件労働者及び雇用保険被保険者(一般・高年齢)の人数が雇入日時点の人数を下回っていないことなどの要件があります。  
 なお、助成対象となる経費は、受給要件労働者以外の労働者の経費も含み、経費の3/4に相当する額を支給しますが、1事業所の上限額は年間240万円です。

上記のフローチャートは、あくまでも基本的な対象事業所の要件を示したものです。他の要件や申請手続きについては、県ホームページで御確認いただくか、以下までお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

岩手県 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 事業復興型雇用確保助成金担当  
 TEL: 019-656-1571

住宅支援費 雇用から助成金受給までの流れ 令和6年度版



## 助成金の対象事業所 要件② 中小企業の該当可否の判断基準

中小企業者に該当するか否かは、以下の基準により判断します。

また、会社法上の会社でない団体等についても、以下の要件に準じて「これに準ずる事業所」に該当するか否か判断します。

- 業種の区分  
事業主が複数の業種を営む場合、直近の決算書等により利益や売り上げ高又は従業員数などが最も大きいものを主たる事業と判断します。
- 「資本金の額及び出資の総額」ならびに「常時使用する従業員数」の確認  
申請時点において取得可能な直近の証拠書類（法人税の申告書、法人事業概況説明書等）により確認します。申請時点で要件を満たしていれば、支給決定に至るまでの間に大企業に該当することとなっても、中小企業者とみなします。

中小企業の範囲		
産業分類	資本又は出資金額	常時使用する労働者数
小売業（飲食店含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下
原則として、「資本又は出資金額」か「常時使用する労働者数」のいずれかを満たす企業		

### ～参考～ 雇用保険の産業分類に関する分類表

大分類	番号	分類
A.農業、林業	1	農業
	2	林業
	3	漁業(水産養殖業を除く)
B.漁業	4	水産養殖業
	5	鉱業、採石業、砂利採取業
C.鉱業、採石業、砂利採取業	6	総合工事業
D.建設業	7	職別工事業(設備工事業を除く)
	8	設備工事業
	9	食料品製造業
E.製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業
	19	ゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29	電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業	
32	その他の製造業	
F.電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
	34	ガス業
	35	熱供給業
	36	水道業
G.情報通信業	37	通信業
	38	放送業
	39	情報サービス業
	40	インターネット附随サービス業
	41	映像・音声・文字情報制作業
H.運輸業、郵便業	42	鉄道業
	43	道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業
	45	水運業
	46	航空運輸業
	47	倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業
	49	郵便業(信書便事業を含む)

大分類	番号	分類
I.卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食品卸売業
	53	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他的小売業
J.金融業、保険業	61	無店舗小売業
	62	銀行業
	63	協同組織金融業
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65	金融商品取引業、商品先物取引業
	66	補助的金融業等
	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
K.不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
	69	不動産賃貸業・管理業
	70	物品賃貸業
L.学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
	73	広告業
	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
M.宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N.生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
	80	娯楽業
O.教育、学習支援業	81	学校教育
	82	その他の教育、学習支援業
P.医療、福祉	83	医療業
	84	保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q.複合サービス事業	86	郵便局
	87	協同組合(他に分類されないもの)
R.サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業
	89	自動車整備業
	90	機械等修理業
	91	職業紹介・労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体
	94	宗教
	95	その他のサービス業
	S.公務	96
97		国家公務
98		地方公務
T.分類不能の産業	99	分類不能の産業